事　務　連　絡
令和７年 10 月 31 日

関 係 団 体　御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事　務　連　絡
令和７年 10 月 31 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和７年 12 月１日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の別紙１を次のように改正する。

（別紙１）

材料料

M002　支台築造

（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））

　ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

１　間接法

⑴　メタルコアを用いた場合

イ　大臼歯　110 点

ロ　小臼歯・前歯　68 点

⑵　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

２　直接法

⑴　ファイバーポストを用いた場合

イ　大臼歯　27 点

ロ　小臼歯・前歯　15 点

⑵　その他の場合

イ　大臼歯　33 点

ロ　小臼歯・前歯　21 点

（ファイバーポスト）

1 本につき　61 点

M005　装着

１　歯冠修復物（１個につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系

a　標準型　17 点

b　自動練和型　38 点

ロ　グラスアイオノマー系

a　標準型　10 点

b　自動練和型　12 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ　4 点

２　仮着（１歯につき）　4 点

３　口腔内装置等の装着の場合（１歯につき）

⑴　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系

a　標準型　17 点

b　自動練和型　38 点

ロ　グラスアイオノマー系

a　標準型　10 点

b　自動練和型　12 点

⑵　歯科用合着・接着材料Ⅱ　12 点

⑶　歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン　4 点

M009　充填（１窩洞につき）
　１　歯科充填用材料　Ⅰ
　　⑴　複合レジン系
　　イ　単純なもの　11 点
　　ロ　複雑なもの　29 点
　　⑵　グラスアイオノマー系
　　イ　標準型
　　a　単純なもの　8 点
　　b　複雑なもの　21 点
　　ロ　自動練和型
　　a　単純なもの　9 点
　　b　複雑なもの　23 点
　２　歯科充填用材料　Ⅱ
　　⑴　複合レジン系
　　イ　単純なもの　4 点
　　ロ　複雑なもの　11 点
　　⑵　グラスアイオノマー系
　　イ　標準型
　　a　単純なもの　3 点
　　b　複雑なもの　8 点
　　ロ　自動練和型
　　a　単純なもの　6 点
　　b　複雑なもの　17 点
M010　金属歯冠修復（１個につき）
　１　14 カラット金合金
　　⑴　インレー
　　複雑なもの　2,129 点
　　⑵　４分の３冠　2,660 点
　２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
　　⑴　大臼歯
　　イ　インレー
　　a　単純なもの　457 点
　　b　複雑なもの　845 点
　　ロ　５分の４冠　1,063 点
　　ハ　全部金属冠　1,338 点
　　⑵　小臼歯・前歯
　　イ　インレー
　　a　単純なもの　311 点
　　b　複雑なもの　619 点
　　ロ　４分の３冠　764 点
　　ハ　５分の４冠　764 点
　　ニ　全部金属冠　958 点
　３　銀合金
　　⑴　大臼歯
　　イ　インレー

a　単純なもの	29 点
b　複雑なもの	50 点
ロ　５分の４冠	65 点
ハ　全部金属冠	80 点
⑵　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	18 点
b　複雑なもの	37 点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）	46 点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）	46 点
ニ　全部金属冠	59 点
M010-2　チタン冠（１歯につき）	66 点
M010-3　接着冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
⑴　前歯	764 点
⑵　小臼歯	764 点
⑶　大臼歯	1,063 点
２　銀合金	
⑴　前歯	46 点
⑵　小臼歯	46 点
⑶　大臼歯	65 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
１　根面板によるもの	
⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	457 点
ロ　小臼歯・前歯	311 点
⑵　銀合金	
イ　大臼歯	29 点
ロ　小臼歯・前歯	18 点
２　レジン充填によるもの	
⑴　複合レジン系	11 点
⑵　グラスアイオノマー系	
イ　標準型	8 点
ロ　自動練和型	9 点
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
１　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,193 点
２　銀合金を用いた場合	129 点
M011-2　レジン前装チタン冠（１歯につき）	66 点
M015　非金属歯冠修復（１歯につき）	
１　レジンインレー	
⑴　単純なもの	29 点
⑵　複雑なもの	40 点
２　硬質レジンジャケット冠	
⑴　歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
⑵　歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）
　１　前歯
　　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅳ）　388 点
　２　小臼歯
　　⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　181 点
　　⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　163 点
　３　大臼歯
　　⑴ ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　316 点
　　注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「２　小臼歯」により算定する。
　　⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅴ）　615 点
M015-3　ＣＡＤ／ＣＡＭインレー（１歯につき）
　１　小臼歯
　　⑴　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅰ）　181 点
　　⑵　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅱ）　163 点
　２　大臼歯
　　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）　316 点
　　注　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「１　小臼歯」により算定する。
M016　乳歯冠（１歯につき）
　１　乳歯金属冠　30 点
　２　その他の場合
　　乳歯に対してジャケット冠を装着する場合
　　〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
　　１歯につき　1 点
M016-3　既製金属冠（１歯につき）　29 点
M017　ポンティック（１歯につき）
　１　鋳造ポンティック
　　⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
　　イ　大臼歯　1,541 点
　　ロ　小臼歯　1,160 点
　　⑵　銀合金
　　大臼歯・小臼歯　63 点
　２　レジン前装金属ポンティック
　　⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合
　　イ　前歯　926 点
　　ロ　小臼歯　1,160 点
　　ハ　大臼歯　1,541 点
　　⑵　銀合金を用いた場合
　　イ　前歯　80 点
　　ロ　小臼歯　80 点
　　ハ　大臼歯　80 点
M017-2　高強度硬質レジンブリッジ（１装置につき）　1,629 点
M018　有床義歯
　〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1　局部義歯（１床につき）
⑴　１歯から４歯まで　2点
⑵　５歯から８歯まで　3点
⑶　９歯から 11 歯まで　5点
⑷　12 歯から 14 歯まで　7点
2　総義歯（１顎につき）　10点

M019　熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
熱可塑性樹脂有床義歯（１床につき）　37点

M020　鋳造鉤（１個につき）
1　14 カラット金合金
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　2,493点
ロ　犬歯・小臼歯　2,028点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　2,028点
ロ　犬歯・小臼歯　1,557点
ハ　前歯（切歯）　1,199点
2　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　1,232点
ロ　犬歯・小臼歯　963点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　846点
ロ　犬歯・小臼歯　735点
ハ　前歯（切歯）　682点
3　鋳造用コバルトクロム合金　5点

M021　線鉤（１個につき）
1　不銹鋼及び特殊鋼　6点
2　14 カラット金合金
⑴　双子鉤　1,175点
⑵　二腕鉤（レストつき）　908点

M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）
1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　341点
⑵　犬歯・小臼歯　368点
⑶　大臼歯　423点
2　鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　30点
⑵　犬歯・小臼歯　30点
⑶　大臼歯　30点

M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）
1　磁石構造体　777点
2　キーパー付き根面板

（根面板の保険医療材料料（１歯につき））

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ　大臼歯　845 点

ロ　小臼歯・前歯　619 点

⑵　銀合金

イ　大臼歯　50 点

ロ　小臼歯・前歯　37 点

（キーパー）

１個につき　233 点

M023　バー（１個につき）

１　鋳造バー

⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,975 点

⑵　鋳造用コバルトクロム合金　18 点

２　屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼　30 点

M030　有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（１顎につき）

１　シリコーン系　166 点

２　アクリル系　99 点

（別添参考）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和６年３月５日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
（別紙１） 材料料 M002　支台築造 （支台築造の保険医療材料料（１歯につき）） 　ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 １　間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ　大臼歯　110 点 ロ　小臼歯・前歯　68 点 (2)　（略） ２　（略） M005～M009　（略） M010　金属歯冠修復（１個につき） １　14 カラット金合金 (1)　インレー 複雑なもの　2,129 点 (2)　４分の３冠　2,660 点 ２　金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1)　大臼歯 イ　インレー a　単純なもの　457 点 b　複雑なもの　845 点	（別紙１） 材料料 M002　支台築造 （支台築造の保険医療材料料（１歯につき）） 　ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 １　間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ　大臼歯　99 点 ロ　小臼歯・前歯　62 点 (2)　（略） ２　（略） M005～M009　（略） M010　金属歯冠修復（１個につき） １　14 カラット金合金 (1)　インレー 複雑なもの　2,016 点 (2)　４分の３冠　2,520 点 ２　金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1)　大臼歯 イ　インレー a　単純なもの　414 点 b　複雑なもの　766 点

ロ　５分の４冠	1,063 点
ハ　全部金属冠	1,338 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	311 点
b　複雑なもの	619 点
ロ　４分の３冠	764 点
ハ　５分の４冠	764 点
ニ　全部金属冠	958 点
3　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	29 点
b　複雑なもの	50 点
ロ　５分の４冠	65 点
ハ　全部金属冠	80 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	18 点
b　複雑なもの	37 点
ロ　４分の３冠（乳歯冠を除く。）	46 点
ハ　５分の４冠（乳歯冠を除く。）	46 点
ニ　全部金属冠	59 点
M010-2　(略)	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	764 点
(2)　小臼歯	764 点
(3)　大臼歯	1,063 点

ロ　５分の４冠	964 点
ハ　全部金属冠	1,213 点
(2)　小臼歯・前歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	282 点
b　複雑なもの	561 点
ロ　４分の３冠	692 点
ハ　５分の４冠	692 点
ニ　全部金属冠	868 点
3　銀合金	
(1)　大臼歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	26 点
b　複雑なもの	46 点
ロ　５分の４冠	59 点
ハ　全部金属冠	73 点
(2)　小臼歯・前歯・乳歯	
イ　インレー	
a　単純なもの	17 点
b　複雑なもの	34 点
ロ　４分の３冠（乳歯冠を除く。）	42 点
ハ　５分の４冠（乳歯冠を除く。）	42 点
ニ　全部金属冠	53 点
M010-2　(略)	
M010-3　接着冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　前歯	692 点
(2)　小臼歯	692 点
(3)　大臼歯	964 点

2　銀合金	
(1)　前歯	46 点
(2)　小臼歯	46 点
(3)　大臼歯	65 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
1　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	457 点
ロ　小臼歯・前歯	311 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	29 点
ロ　小臼歯・前歯	18 点
2　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,193 点
2　銀合金を用いた場合	129 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
1　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	1,541 点
ロ　小臼歯	1,160 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	63 点
2　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	926 点
ロ　小臼歯	1,160 点
ハ　大臼歯	1,541 点

2　銀合金	
(1)　前歯	42 点
(2)　小臼歯	42 点
(3)　大臼歯	59 点
M010-4　根面被覆（１歯につき）	
1　根面板によるもの	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	414 点
ロ　小臼歯・前歯	282 点
(2)　銀合金	
イ　大臼歯	26 点
ロ　小臼歯・前歯	17 点
2　（略）	
M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,081 点
2　銀合金を用いた場合	118 点
M011-2～M016-3　（略）	
M017　ポンティック（１歯につき）	
1　鋳造ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ　大臼歯	1,396 点
ロ　小臼歯	1,051 点
(2)　銀合金	
大臼歯・小臼歯	58 点
2　レジン前装金属ポンティック	
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ　前歯	839 点
ロ　小臼歯	1,051 点
ハ　大臼歯	1,396 点

(2)　銀合金を用いた場合	
イ　前歯	80 点
ロ　小臼歯	80 点
ハ　大臼歯	80 点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
１　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	2,493 点
ロ　犬歯・小臼歯	2,028 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	2,028 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,557 点
ハ　前歯（切歯）	1,199 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,232 点
ロ　犬歯・小臼歯	963 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	846 点
ロ　犬歯・小臼歯	735 点
ハ　前歯（切歯）	682 点
３　（略）	
M021　線鉤（１個につき）	
１　（略）	
２　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	1,175 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	908 点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	

(2)　銀合金を用いた場合	
イ　前歯	74 点
ロ　小臼歯	74 点
ハ　大臼歯	74 点
M017-2～M019　（略）	
M020　鋳造鉤（１個につき）	
１　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	2,347 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,909 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	1,909 点
ロ　犬歯・小臼歯	1,466 点
ハ　前歯（切歯）	1,129 点
２　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)　双子鉤	
イ　大・小臼歯	1,116 点
ロ　犬歯・小臼歯	873 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	
イ　大臼歯	766 点
ロ　犬歯・小臼歯	666 点
ハ　前歯（切歯）	618 点
３　（略）	
M021　線鉤（１個につき）	
１　（略）	
２　14 カラット金合金	
(1)　双子鉤	1,107 点
(2)　二腕鉤（レストつき）	855 点
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	

1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	1　鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
(1)　前歯　341 点	(1)　前歯　309 点
(2)　犬歯・小臼歯　368 点	(2)　犬歯・小臼歯　333 点
(3)　大臼歯　423 点	(3)　大臼歯　383 点
2　（略）	2　（略）
M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）	M021-3　磁性アタッチメント（１個につき）
1　（略）	1　（略）
2　キーパー付き根面板	2　キーパー付き根面板
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
イ　大臼歯　845 点	イ　大臼歯　766 点
ロ　小臼歯・前歯　619 点	ロ　小臼歯・前歯　561 点
(2)　銀合金	(2)　銀合金
イ　大臼歯　50 点	イ　大臼歯　46 点
ロ　小臼歯・前歯　37 点	ロ　小臼歯・前歯　34 点
（キーパー）　（略）	（キーパー）　（略）
M023　バー（１個につき）	M023　バー（１個につき）
1　鋳造バー	1　鋳造バー
(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,975 点	(1)　金銀パラジウム合金（金 12%以上）　1,789 点
(2)　（略）	(2)　（略）
2　（略）	2　（略）
M030　（略）	M030　（略）